令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４-①

中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書

 令和　　年　　月　　日

　多久市長　横尾　俊彦　殿

申請者

住　所

氏　名

　私は、令和２年新型コロナウィルス感染症（注１）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１　事業開始年月日 　　　年　　　月　　　日

２ （１）売上高等

（イ）最近１か月間の売上高等

 　　　　　　　　減少率　　　　％（実績）

 Ｂ－Ａ

 Ｂ ×100

Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　円

Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　　円

（ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み

減少率 ％（実績見込み）

 　　　（Ｂ＋Ｄ）－（Ａ＋Ｃ）

 Ｂ＋Ｄ ×100

Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等　　　　　　　　　　　　　　　　円

Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等　　　　　　　　　　　　円

３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

（注１）「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（留意事項）

・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

・認定を受けた後、有効期間内（認定日から30日以内）に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

多市商第　　　　号

　令和　年　月　　日

　上記のとおり認定します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多久市長　横尾　俊彦